

福井県報

号外第14号
平成21年
3月19日(木)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(三二・交通規制課) ……………

目次

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第32号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月19日

福井県公安委員会
委員長 松本 幸太郎

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」 永平寺警察署の表に次のように加える。

29	県道(上志比インター線)	永平寺町牧福島第17号11番地の1(南西約30メートル)先から永平寺町牧福島40字上間黒40番2先まで	終日	歩行者および自転車
----	--------------	---	----	-----------

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」 坂井西警察署の表中

坂井西	坂井市	13	港湾道路	三国町黒目26字29番先から三国町新保97字10番3先まで	毎週土曜日午後3時から翌日午前10時まで	車両
-----	-----	----	------	-------------------------------	----------------------	----

坂井西		13	削除			
-----	--	----	----	--	--	--

坂井西	福井市	30	企業庁道路	川尻町40字1番先から石新保町27字28番先まで	毎週土曜日午後3時から翌日午前10時まで	車両
坂井西	福井市	31	企業庁道路	石橋町29字76番先から白方町45字4番先まで	毎週土曜日午後3時から翌日午前10時まで	車両

「坂井西	30	削除		
坂井西	31	削除		

改める。

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」 小浜警察署の表中

「19 県道(中井青井線)	青井27号2番地の4先から上中井12号35番地先まで	午前7時から午前8時30分まで	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車および大型特殊自動車
---------------	----------------------------	-----------------	-----------------------------

「19	削除		
-----	----	--	--

改める。

別表第1(2)「通行を禁止する路切」 小浜警察署の表中

「17 市道	西勢75号5番地の3先	終日	大型自動車、特定中型自動車および大型特殊自動車
	J R小浜線 向田踏切		

「17 市道	西勢75号5番地の3先	終日	自動車(自動二輪車を除く)
	J R小浜線 向田踏切		

「19 市道	西勢38号5番地の3先	3月16日～12月15日	大型自動車、特定中型自動車および大型特殊自動車
	J R小浜線 杉谷踏切	12月16日～翌年3月15日	歩行者および車両

「19	削除		
-----	----	--	--

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 勝山警察署の表中

「39 市道	昭和町2丁目5番8号(山本方西方約100m)	先交差点	市道を西進して国道(157号)へ直進および右折する場合	終日	車両
--------	------------------------	------	-----------------------------	----	----

「39 市道	昭和町2丁目5番8号(山本方西方約100m)	先交差点	市道を西進して国道(157号)へ右折する場合	終日	車両
--------	------------------------	------	------------------------	----	----

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 あわら警察署の表中

「65 市道	市姫4丁目14番25号先交差点	市道を北進して国道へ右折する場合	終日	車両
--------	-----------------	------------------	----	----

「65	削除		
-----	----	--	--

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 小浜警察署の表中

「24 町道	おおい町尾内13字上坂14番1先交差点	町道を南進して広城農道(若狭西街道)へ左折する場合	終日	大型自動車、特定中型自動車および大型特殊自動車(バイクを除く)
		町道を北進して広城農道(若狭西街道)へ右折する場合		

「24	削除		
-----	----	--	--

改める。

別表第5「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止区間」 永平寺警察署の表に次のように加える。

「13 県道(上志比イオン一線)	永平寺町牧福島第17号11番地の1先から永平寺町牧福島40字上間墨40番2先まで	車両	約370
------------------	--	----	------

別表第7「普通自転車が行ける歩道の区間」の表を

別表第7(1)「普通自転車が行ける歩道の区間」の表に改め、同

表 福井警察署の表中

3	県道(福井停車場老松線)	大手2丁目1番3号先から宝永2丁目12番18号先までの	両側歩道	相互通行	約 850
4	県道(鯖江丸岡線)	栄町14号6番地 稲多元町	九頭竜橋北詰 両側歩道	相互通行	約 820
5	県道(福井停車場勝)	大手2丁目1番3号先から大手3丁目7番1号先までの	北側歩道	相互通行	約 430

3	県道(福井停車場米松線)	大手2丁目1番3号先から宝永2丁目12番18号先までの	両側歩道	相互通行	約 850
4	県道(福井丸岡線)	栄町14号6番地 稲多元町	九頭竜橋北詰 両側歩道	相互通行	約 820
5	県道(福井停車場勝)	大手3丁目7番1号先から大手2丁目6番1号先までの	北側歩道	相互通行	約 440

15	県道(福井停車場勝見線)	手寄1丁目2番2号先から御幸1丁目16番20号先までの	両側歩道	相互通行	約 1,000
----	--------------	-----------------------------	------	------	---------

15	県道(福井停車場勝見線)	手寄1丁目14番2号先から御幸1丁目16番20号先までの	両側歩道	相互通行	約 920
----	--------------	------------------------------	------	------	-------

改め、同表に次のように加える。

53	県道(舟橋松岡線)	大和田町第57号57番地先から高柳町第28号6番地の2先までの	西側歩道	相互通行	約 600
----	-----------	---------------------------------	------	------	-------

別表第7(2)「普通自動車が行き交える歩道の区間 歩道を通行する場合における通行区分を指定する区間」 福井警察署の表を次のように加える。

所轄警察署名	市郡別	番号	道路名	区間	通行区分	距離(メートル)
福井	福井市	1	県道(福井停車場線)	大手3丁目7番1号先から大手2丁目6番1号先までの	北側に標示すること	約 440
福井	福井市	2	県道(福井停車場勝見線)	日之出2丁目1番16号先から日之出3丁目1番21号先までの	北側歩道に標示すること	約 410

福井	福井市	3	県道(福井停車場勝見線)	手寄2丁目2番5号先から手寄1丁目14番2号先までの	南側歩道	歩道に標示する区分に依り通行すること	約 420
福井	福井市	4	県道(舟橋松岡線)	大和田町第57号57番地先から高柳町第28号6番地の2先までの	南側歩道	歩道に標示する区分に依り通行すること	約 600

別表第10「最高速度を指定する区間」 永平寺警察署の表に次のように加える。

40	県道(上志比インター線)	永平寺町牧福島第17号11番地の1先から永平寺町牧福島40字上間墨40番2先まで	約 370	40
----	--------------	--	-------	----

別表第10「最高速度を指定する区間」 小浜警察署の表中

72	町道(農道(若狭西街道))	おおい町本郷68字6番3先から高浜町宮崎33号7番地先まで	約 7,000	50
----	---------------	-------------------------------	---------	----

72	町道(おおい町町道)	おおい町本郷68字6番3先から高浜町宮崎33号7番地先まで(若狭西街道)	約 7,000	50
----	------------	--------------------------------------	---------	----

82	市道(町道(若狭西街道))	飯盛第122号牛飼12番2号先からおおい町尾内13字上坂14番1先まで	約 4,400	50
----	---------------	-------------------------------------	---------	----

82	市道(町道)	飯盛122字牛飼12番2先からおおい町尾内13字上坂14番1先まで(若狭西街道)	約 4,400	50
----	--------	--	---------	----

改める。

別表第14「一時停止場所」 福井警察署の表中

597	市道	高木中央1丁目333番地先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。		
-----	----	-------------------------------------	--	--

597		削除		
-----	--	----	--	--

1349	市道	乾徳2丁目9番5号先交差点に北側及び南側から入ろうとするとき。		
------	----	---------------------------------	--	--

1349	市道	乾徳2丁目9番5号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。		
------	----	----------------------------------	--	--

「1414 市道	灯明寺町53字1番地先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
----------	-----------------------------------

「1414	削除
-------	----

改め、同表に次のように加える。

1572 市道	朝谷町第20号29番地先交差点に北東側から入ろうとするとき。
1573 市道	高柳町第42号7番地先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。

別表第14「一時停止場所」 福井南警察署の表中

「237 市道	運動公園4丁目601番地先交差点に東側及び西側から入ろうとするとき。
---------	------------------------------------

「237	削除
------	----

「871 市道	在田町13字23番地先交差点に東側及び西側から入ろうとするとき。
---------	----------------------------------

「871	削除
------	----

改める。

別表第14「一時停止場所」 永平寺警察署の表に次のように加える。

181 一般国道158号(中部縦貫自動車道) 県道(上志比インター線)	永平寺町牧福島40字上間墨40番2先(上志比IC前) 交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
-------------------------------------	---

別表第14「一時停止場所」 坂井警察署の表中

「330 市道	丸岡町一本田福所29号12番地1先交差点に東側から入ろうとするとき。
---------	------------------------------------

「330	削除
------	----

「546 市道	丸岡町玄女17号9番地の1先交差点に東側から入ろうとするとき。
---------	---------------------------------

「546	削除
------	----

改める。

別表第14「一時停止場所」 越前警察署の表中

「227 市道	文京1丁目6番28号先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
---------	-----------------------------------

「227	削除
------	----

「530 県道(武生米ノ線)	広瀬町189字94先交差点に北側から入ろうとするとき。
----------------	-----------------------------

「530	削除
------	----

改め、同表に次のように加える。

825 市道	庄田町2字1番1先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
826 市道	瓜生町第36号1番地先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。

別表第14「一時停止場所」 敦賀警察署の表中

「447 町道	美浜町山上第101号野松口16番地先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
---------	--

「447 一般国道27号(美浜東バス) 東バス(バス)	美浜町山上101字野松口16番地先交差点に東側から入ろうとするとき。
-----------------------------	------------------------------------

改める。

別表第14 「一時停止場所」 小浜警察署の表中

「167 市道	上野43号字出口10の1番地先交差点に南東側から入ろうとするとき。
「167 市道	上野43字出口10番1先交差点に南東側から入ろうとするとき。
「394 市道	谷田部68号蟹谷山26の3先交差点に東側から入ろうとするとき。
「394	削除

改める。

別表第16 (2) 「駐車禁止場所(指定する区間が1の警察署管轄区域のみ)」 福井警察署の表中

「103 市道	大手3丁目3番10号先から 大手3丁目3番15号先まで	終日	車両	約 70
「103 市道	大手3丁目3番10号先から 大手3丁目1番5号先まで	終日	車両	約 70
「419 県道(森田停車場線)	下森田本町4号6番地先から 八重巻中町26号1番地先まで	終日	車両	約 1,000
「419 県道(森田停車場線)	下森田本町4号6番地先から 八重巻中町26号1番地先まで	終日	車両	約 1,000

改める。

別表第16 (2) 「駐車禁止場所(指定する区間が1の警察署管轄区域のみ)」 永平寺警察署の表に次のように加える。

419 県道(上志比イ ンター線)	永平寺町牧福島第17号11番地の1先か ら 永平寺町牧福島40字上間墨40番2先 まで	終日	車両	約 370
----------------------	--	----	----	----------

別表第21 「信号機設置場所」 福井警察署の表中

「43 一般国道(吉野福井線)	四ツ井1丁目2番1号先	四ツ井交番前
「43 県道(吉野福井線)	四ツ井1丁目2番1号先	四ツ井
「216 県道(勝見稲津線)	西方1丁目6番20号先	板垣橋北詰
「216 県道(徳光福井線)	西方1丁目6番606号1先	板垣橋北詰
「362 県道(舟橋松岡線)	大和田町37号1番地の1先	福井放送前
「362 県道(舟橋松岡線)	大和田町第37号1番地の1先	福井放送前
「394 市道	高柳町第15号8番地の7先	高柳北西
「395 市道	高柳町第20号8番地の5先	高柳西

改め、同表に次のように加える。

別表第21 「信号機設置場所」 福井南警察署の表中

「11 県道(福井鯖江線)	花堂北1丁目11番27号先	田野ガラス店前
---------------	---------------	---------

「11 県道(福井鯖江線) 市道	花堂北1丁目11番28号先	花堂跨線橋西
------------------	---------------	--------

「27 市道	測2丁目1401番地先	至民中
--------	-------------	-----

「27 市道	測2丁目1401番地先	福井市農協会館南
--------	-------------	----------

「81 一般国道416号 県道(八幡横越線)	内山梨子町55号2番地先	七瀬橋西詰
------------------------	--------------	-------

「81 一般国道416号 県道(八幡横越線)	内山梨子町第55号2番地先	七瀬橋
------------------------	---------------	-----

「178 県道(三尾野別所線) 市道	南江守町43字6番先	南江守
--------------------	------------	-----

「178 県道(三尾野別所線) 市道	南江守町43字6番先	至民中北
--------------------	------------	------

改め、同表に次のように加える。

227 県道(三尾野別所線)	大町2丁目402番地先	大町ふれあい会館前
----------------	-------------	-----------

別表第21「信号機設置場所」 永平寺警察署の表中

「29 一般国道416号 県道(牧福島市荒川線)	永平寺町牧福島第17号11番地の1先	牧福島
--------------------------	--------------------	-----

「29 一般国道416号 県道(牧福島市荒川線) 県道(上志比イノター線)	永平寺町牧福島第17号11番地1先	牧福島
---------------------------------------	-------------------	-----

改める。

別表第21「信号機設置場所」 勝山警察署の表中

「20 県道(勝山丸岡線) 市道	滝波町3丁目1431番地先	滝波三差路
------------------	---------------	-------

「20 県道(勝山丸岡線) 市道	滝波町3丁目1431番地先	滝波
------------------	---------------	----

「44 県道(滝波長山線)	滝波町5丁目701番地先	農協会館前
---------------	--------------	-------

「44 県道(滝波長山線) 市道	滝波町5丁目701番地先	農協会館前
------------------	--------------	-------

改める。

別表第21「信号機設置場所」 坂井警察署の表中

「75 県道(福井丸岡線) 県道(南横地芦原線) 市道	丸岡町南横地9号3番地の1先	磯部小学校西入口
-----------------------------	----------------	----------

「75 県道(福井丸岡線) 県道(南横地芦原線) 市道	丸岡町南横地9号3番地の1先	磯部小西入口
-----------------------------	----------------	--------

「137 県道(芦原丸岡線) 農道	坂井町長屋55字10番先	長屋集落入口
-------------------	--------------	--------

「137 県道(芦原丸岡線) 農道	坂井町長屋55字10番先	長屋口
-------------------	--------------	-----

改め、同表に次のように加える

154 県道(丸岡川西線) 県道(南横地芦原線)	丸岡町舟寄第79号1番地先	舟寄1号橋東詰
--------------------------	---------------	---------

155 県道(芦原丸岡線) 県道(南横地芦原線)	丸岡町舟寄第10号3番地の26先	舟寄1号橋西詰
--------------------------	------------------	---------

別表第21「信号機設置場所」 鯖江警察署の表に次のように加える。

197 県道(福井朝日武生線) 市道	上氏家町18号7番地の5先	上氏家町
--------------------	---------------	------

別表第21「信号機設置場所」 越前警察署の表中

302 市道	文京1丁目6番28号先	文京1丁目
303 市道	山室町3号4番地の7先	山室南

202 市道	文京1丁目6番28号先	文京1丁目
203 市道	山室町3号4番地の7先	山室南

改め、同表に次のように加える。

204 一般国道365号 市道	新町第4号10番地の1先	南越合庁前
-----------------	--------------	-------

別表第22「横断歩道設置場所」 福井警察署の表中

47 県道(吉野福井線) 県道(湖上志比口線)	四ツ井1丁目2番1号先(四ツ井交番前)	交差点 4
-------------------------	---------------------	-------

47 県道(吉野福井線) 県道(湖上志比口線)	四ツ井1丁目2番1号先(四ツ井)	交差点 4
-------------------------	------------------	-------

179 一般国道158号	前波町第8号50番地の1先(高尾団地入口)	交差点 1
--------------	-----------------------	-------

179 一般国道158号 市道	前波町第8号50番地の1先(高尾団地入口)	交差点 2
-----------------	-----------------------	-------

253 県道(武生美山線)	朝谷町20字3番3先(美山橋南詰)	交差点 1
---------------	-------------------	-------

253 県道(武生美山線) 市道	朝谷町第20号29番地先(朝谷)	交差点 2
------------------	------------------	-------

388 県道(勝見稲津線) 県道(徳光福井線)	西方1丁目6番20号先(板垣橋北詰)	交差点 4
-------------------------	--------------------	-------

388 県道(勝見稲津線) 県道(徳光福井線)	西方1丁目6番606号1先(板垣橋北詰)	交差点 4
-------------------------	----------------------	-------

588 県道(舟橋松岡線) 市道	大和田町37号1番地の1先(福井放送前)	交差点 4
------------------	----------------------	-------

588 県道(舟橋松岡線) 市道	大和田町第37号1番地の1先(福井放送前)	交差点 4
------------------	-----------------------	-------

改め、次のとおり加える。

671 市道	高柳町第15号8番地の7先(高柳北西)	交差点 4
672 市道	高柳町第20号8番地の5先(高柳西)	交差点 4

別表第22「横断歩道設置場所」 福井南警察署の表中

26 県道(三尾野別所線)	大町2丁目402番地先(はるやま福井店前)	交差点 1
---------------	-----------------------	-------

26 県道(三尾野別所線)	大町2丁目402番地先(大町ふれあい会館前)	交差点 1
---------------	------------------------	-------

39 県道(福井鯖江線) 市道	花堂北1丁目11番27号先(田野ガラス店前)	交差点 3
-----------------	------------------------	-------

「39 県道(福井鯖江線)市道	花堂北1丁目1番28号先(花堂跨線橋西)	交差点	3	に、
-----------------	----------------------	-----	---	----

「89 市道	湖2丁目1401番地先(至民中学校入口)	交差点	4	を
--------	----------------------	-----	---	---

「89 市道	湖2丁目1401番地先(福井市農協会館南)	交差点	4	に、
--------	-----------------------	-----	---	----

「221 一般国道416号	内山梨子町55号2番地先(七瀬橋西詰)	交差点	2	を
---------------	---------------------	-----	---	---

「221 一般国道416号	内山梨子町第55号2番地先(七瀬橋)	交差点	2	に、
---------------	--------------------	-----	---	----

「253 一般国道305号	和布町80号90番地先(鷹巣公民館東)	交差点	1	を
---------------	---------------------	-----	---	---

「253 一般国道305号	和布町8号90番地先(鷹巣公民館東)	交差点	1	に、
---------------	--------------------	-----	---	----

「385 県道(三尾野別所線)市道	南江守町43字6番先(南江守)	交差点	4	を
-------------------	-----------------	-----	---	---

「385 県道(三尾野別所線)市道	南江守町43字6番先(市民中北)	交差点	4	に
-------------------	------------------	-----	---	---

改める。

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 永平寺警察署の表中

「60 一般国道416号 県道(牧福島市荒川線)	永平寺町牧福島第17号11番地1先(牧福島)	交差点	2	を
--------------------------	------------------------	-----	---	---

「60 一般国道416号 県道(牧福島市荒川線) 県道(上志比インター線)	永平寺町牧福島第17号11番地の1先(牧福島)	交差点	3	に、
---------------------------------------	-------------------------	-----	---	----

「66 町道	永平寺町松岡御公領906番地先(御公領)	交差点	1	を
--------	----------------------	-----	---	---

「66 町道	永平寺町松岡御公領906番地先(御公領)	交差点	3	に
--------	----------------------	-----	---	---

改め、同表に次のように加える。

「101 県道(上志比インター線)町道	永平寺町牧福島40字上間墨40番2先(上志比IC前)	交差点	2	
---------------------	----------------------------	-----	---	--

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 勝山警察署の表中

「94 県道(勝山丸岡線)市道	滝波町3丁目1431番地先(滝波三差路)	交差点	2	を
-----------------	----------------------	-----	---	---

「94 県道(勝山丸岡線)市道	滝波町3丁目1431番地先(滝波)	交差点	2	に、
-----------------	-------------------	-----	---	----

「122 県道(滝波長山線)	滝波町5丁目701番地先(農協会館前)	交差点	4	を
----------------	---------------------	-----	---	---

「122 県道(滝波長山線)市道	滝波町5丁目701番地先(農協会館前)	交差点	4	に
------------------	---------------------	-----	---	---

改める。

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 坂井警察署の表中

「168 県道(福井丸岡線) 県道(南横地芦原線) 市道	丸岡町南横地第9号3番地の1先(磯部小学校西入口)	交差点	3	を
------------------------------	---------------------------	-----	---	---

「168 県道(福井丸岡線) 県道(南横地芦原線) 市道	丸岡町南横地第9号3番地の1先(磯部小西入口)	交差点	3	に
------------------------------	-------------------------	-----	---	---

改める。

別表第2「横断歩道設置場所」 越前警察署の表中

「285 一般国道365号 市道	新町第4号10番地の1先 (合同庁舎入口)	交差点	1	を に
「285 一般国道365号 市道	新町第4号10番地の1先 (南越合庁前)	交差点	4	を に

改める。

別表第2「横断歩道設置場所」 敦賀警察署の表に次のとおり加える。

461 国道8号	鳩原3号 (足田発電所南側) 先 (小河)	交差点	2	
462 市道	小河4字山神1番2先 (小河第2)	交差点	1	

別表第2「横断歩道設置場所」 小浜警察署の表中

「110 一般国道27号	遠敷4丁目801番地1先 (遠敷)	交差点	2	を に
「110 一般国道27号 市道	遠敷4丁目801番地1先 (遠敷)	交差点	2	を に

「187 一般国道162号	福谷8号7番地2先 (福谷)	交差点	2	を に
「187 一般国道162号 市道	福谷8号7番地2先 (福谷)	交差点	2	を に

「317 県道(上中田島線) 県道(新道安賀里線)	若狭町上吉田11号9番地の2先 (瓜生小学校南)	交差点	4	を に
------------------------------	--------------------------	-----	---	--------

「317 県道(上中田島線) 県道(新道安賀里線)	若狭町脇袋11号9番地の2先 (瓜生小学校南)	交差点	4	を に
------------------------------	-------------------------	-----	---	--------

改める。

別表第23(1)「進行方向別通行区分」福井南警察署の表中

「76 一般国道158号	前波町8号50番地の1先 (高尾団地入口)	西側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	を に
「76 一般国道158号	前波町第8号50番地の1先 (高尾団地入口)	東側および西側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	を に

改め、同表に次のように加える。

「86 市道	高柳町第15号8番地の7先 (高柳北西)	東側、西側、南側および北側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	
87 市道	高柳町第20号8番地の5先 (高柳西)	東側、西側、南側および北側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	

別表第23(1)「進行方向別通行区分」福井南警察署の表中

「48 県道(福井鯖江線) 市道	花堂北1丁目11番27号先 (田野カラス店前)	南側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	を に
「48 県道(福井鯖江線) 市道	花堂北1丁目11番28号先 (花堂跨線橋西)	南側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	を に

改め、同表に次のように加える。

55 県道(福井鯖江線)	下荒井町第20号1番地の4先 (下荒井口)	南側および北側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	
56 県道(福井鯖江線)	三十八社町10号1番地の1先 (三十八社)	南側および北側から入ろうとすると、標示の区分に従い通行すること。	車両	

別表第23(1)「進行方向別通行区分」永平寺警察署の表に次のように加える。

9	町道	永平寺町松岡御公領905番地先 (御公領)	南側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
10	一般国道416号	永平寺町牧福島第17号11番地の1先 (牧福島)	西側および北東側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
		県道(上志比インター線)	南西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	
11	一般国道158号(中部縦貫自動車道)	永平寺町牧福島40字上間墨40番2先 (上志比IC前)	南側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
		県道(上志比インター線)	北側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	

別表第23(1)「進行方向別通行区分」 勝山警察署の表に次のように加える。

22	県道(勝山丸岡線) 市道	滝波町3丁目1431番地先 (滝波)	西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
			北側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	
23	県道(滝波長山線)	滝波町5丁目701番地先 (農協会館前)	東側および西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両

別表第23(1)「進行方向別通行区分」 坂井警察署の表中

49	県道(南横地芦原線)	丸岡町南横地第9号3番地の1先 (磯部小学校西入口)	北西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
			北西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	
49	県道(南横地芦原線)	丸岡町南横地第9号3番地の1先 (磯部小西入口)	北西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両

改める。

別表第23(1)「進行方向別通行区分」 小浜警察署の表に次のように加える。

37	県道(上中田島線)	若狭町下吉田8号桜前29番地先 (七尾岳トンネル北東)	東側および西側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
----	-----------	--------------------------------	-----------------------------------	----

38	県道(上中田島線)	若狭町脇袋11号9番地の2先 (瓜生小学校南)	西側および北側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	車両
			南側から入ろうとすること、標示の区分に従い通行すること。	
	県道(新道安賀里線)			

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 福井警察署の表中

76	一般国道158号	前波町8号50番地の1先 高尾団地入口交差点から	西方約30メートルまで の東進車線	3	終日
			東方約30メートルまで の西進車線		
76	一般国道158号	前波町第8号50番地の1先 高尾団地入口交差点から	東方約30メートルまで の西進車線	2	終日
			西方約30メートルまで の東進車線		

改め、同表に次のように加える。

86	市道	高柳町第15号8番地の7先 高柳北西交差点から	東方約30メートルまで の西進車線	2	終日
			西方約30メートルまで の東進車線		
87	市道	高柳町第20号8番地の5先 高柳西交差点から	東方約30メートルまで の西進車線	2	終日
			西方約30メートルまで の東進車線		
87	市道	高柳町第20号8番地の5先 高柳西交差点から	南方約30メートルまで の北進車線	2	終日
			北方約30メートルまで の南進車線		

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 福井南警察署の表中

48	県道(福井鯖江線)	花堂北1丁目11番27号先 田野オラス店前交差点から	南方約30メートルまで の北進車線	3	終日
			東方約30メートルまで の西進車線		
	市道			2	

48 県道(福井鯖江線)	花堂北1丁目1番28号先	南方約30メートルまでの北進車線	3	終日
	市道	東方約30メートルまでの西進車線	2	

改め、同表に次のように加える。

55 県道(福井鯖江線)	下荒井町第20号1番地の4先 下荒井口交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	3	終日
		北方約30メートルまでの南進車線		
56 県道(福井鯖江線)	三十八社町10号1番地の1先 三十八社交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	2	終日
		北方約30メートルまでの南進車線		

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 永平寺警察署の表に次のように加える。

9 町道	永平寺町松岡御公領905番地先 御公領交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	2	終日
		西方約30メートルまでの東進車線		
10 一般国道416号	永平寺町牧福島第17号11番地の1先 牧福島交差点から	北東約30メートルまでの南西進車線	2	終日
		西方約30メートルまでの東進車線		
		北方約30メートルまでの南進車線		
11 一般国道158号(中部縦貫自動車道)	永平寺町牧福島40字上間墨40番2先 上志比IC前交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	2	終日
		北方約30メートルまでの南進車線		

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 勝山警察署の表に次のように加える。

22 県道(勝山丸岡線)	滝波町3丁目1431番地先 滝波交差点から	西方約30メートルまでの東進車線	2	終日
		北方約30メートルまでの南進車線		
23 県道(滝波長山線)	滝波町5丁目701番地先 農協会館前交差点から	東方約30メートルまでの西進車線	3	終日
		西方約30メートルまでの東進車線		

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 坂井警察署の表中

49 県道(南横地芦原線)	丸岡町南横地第9号3番地の1先 磯部小学校西入口交差点から	北西方約30メートルまでの南東進車線	2	終日
		西方約30メートルまでの東進車線		

49 県道(南横地芦原線)	丸岡町南横地第9号3番地の1先 磯部小西入口交差点から	北西約30メートルまでの南東進車線	2	終日
		西方約30メートルまでの南進車線		

52 一般国道8号	丸岡町女女第14号15番地の1先 女女南交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	3	終日
		北方約30メートルまでの南進車線		

52 一般国道8号	丸岡町女女第14号15番地の1先 女女南交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	3	終日
		北方約30メートルまでの南進車線		

改める。

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 小浜警察署の表に次のように加える。

37 県道(上中田烏線)	若狭町下吉田8号駅前29番地先 七尾岳トンネル北東交差点から	東方約30メートルまでの西進車線	2	終日
		西方約30メートルまでの東進車線		

		西方約30メートルまでの東進車線		
38	県道(上中田島線) 若狭町脇袋11号9番地の2先 瓜生小学校南交差点から	西方約30メートルまでの東進車線	2	終日
	県道(新道安賀里線)	北方約30メートルまでの南進車線		
		南方約30メートルまでの北進車線		

別表第29「自転車横断帯設置場所」 福井警察署の表に次のように加える。

59	市道 高柳町第15号8番地の7先 (高柳北西)	交差点	4
60	市道 高柳町第20号8番地の5先 (高柳西)	交差点	4
61	県道(舟橋松岡線) 市道 大和田町第37号1番地の1先 (福井放送前)	交差点	4

平成二十一年三月十九日印
平成二十一年三月十九日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
印刷人 千九一九一〇四八二 福井県坂井市春江町中庄六一―三二 (株)エクシート

☎ 五五六七八番